

重要事項説明書

本説明書は、フォーマザー保育園・第1分園・第2分園（以下「当園」という。）における保育の提供の開始に際し、利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項について記したものです。

平成27年 4 月 1日作成

1 設置者

設置者の名称	株式会社フォーマザー
代表者氏名	代表取締役 辻 智歌子
法人所在地	埼玉県川口市東川口2-13-27
法人の電話番号	048-291-2713

2 目的及び運営方針（園のしおりに詳細記載）

目的	保育の必要性がある乳児又は幼児に対し、日々保育を提供することを目的とします。
運営方針	<ol style="list-style-type: none">1 当園を利用する乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するものとする。2 保育に関する専門性を有する職員が、利用乳幼児の家庭との緊密な連携のもとに、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。3 利用乳幼児の家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めていくものとする。4 児童福祉法その他関係法令等を遵守し、運営を行うものとする。

3 当園の概要（本園・第1分園・第2分園）

名称（本園）	フォーマザー保育園
所在地	川口市東川口3-2-29
事業類型	認可保育園
電話番号	048-291-2713
認可年月日	平成18年 4月 1日

名称（分園）	フォーマザー保育園・第1分園
所在地	川口市東川口2-13-26
事業類型	認可保育園
電話番号	048-291-2713（本園に繋がります）
認可年月日	平成20年4月1日
名称（第2分園）	フォーマザー保育園・第2分園
所在地	川口市東川口1-3-10
事業類型	認可保育所
電話番号	048-291-2713（本園と同じ）
認可年月日	平成28年4月1日

施設長氏名	辻 智歌子		
利用定員	170名		
内訳	0歳児	1歳児	2歳児
	9名	16名	16名
	3歳児	4歳児	5歳児
	43名	43名	43名
自己評価の概要	当園が定める自己評価基準に基づき毎年度実施		
第三者評価の概要	平成18年実施		
保育事業種類	小学校就学までの保育、障害児保育		
職員の研修実施状況	1 社会福祉協議会の研修に参加 2 川口市が実施する保育士研修に参加 3 保健所研修に参加 4 厚生労働省の研修に参加		
嘱託医	平井 克明		
病院名	平井こどもクリニック		
	電話番号	048-290-4155	
嘱託歯科医	田中 正大		
病院名	田中歯科クリニック		
	電話番号	048-297-1500	

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
施設長	1名	保育園の運営管理全般、職員の指揮監督
主任保育士	1名	保育業務、保育計画等の立案、家庭との連絡

副園長（保育士兼任）	2名	本園との連携業務、分園の運営、分園職員の指導監督
保育士	18名	保育業務、延長保育
栄養士	1名	献立作成、調理全般
調理員	5名	調理全般
事務員	1名	事務全般
看護師	1名	保育、園児の保健

5 開園日、開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日まで		
開園時間	平日7時00分から19時00分まで 土曜7時00分から18時00分まで		
	保育標準時間		7時00分から18時00分まで
	延長保育時間	朝	なし
		夕	18時00分から19時00分まで
	保育短時間		8時30分から16時30分まで
	延長保育時間	朝	7時00分から8時30分まで
		夕	16時30分から19時00分まで

※土曜日は、共同保育となりフォーマミー浦和美園保育園、第1フォーマミー保育園、第3フォーマミー保育園の児童との合同保育となります。

緊急時の対応等 13. 緊急時の対応を遵守する。

6 保育士配置基準 ← 認可園

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
3:1	5:1	6:1	17:1	27:1	27:1

7 休園日

当園の休園日は、次に掲げる日とします。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 3 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
- 4 行事の開催の為、土曜日の保育が中止になることがあります。

8 施設の概要 (本園) (第1分園) (第2分園)

敷地面積	232.63㎡	148.76㎡	296.82㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造	木造	鉄骨コンクリート造
建築年次	平成18年	平成20年	平成28年
建物面積	341.44㎡	160.09㎡	296.82㎡
保育室数及び面積	3室 169.71㎡	2室 105.19㎡	1室 198.51㎡
屋外遊戯場	217.06㎡		300㎡
設備概要	遊戯室、トイレ、手洗い場、調乳室、医務スペース		遊戯室、トイレ、手洗い場、調理場
設備の種類	冷暖房		冷暖房
加入保険	スポーツ保険		スポーツ保険

9 保育計画

別添(園のしおり)

10 衛生管理

当園における衛生管理は、次に掲げるもののほか、その他関係法令等を遵守し、衛生管理を行うものとします。

- 1 当園は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うものとする。

* 集団給食施設届を川口保健所に届け出済みです。H18.3.

* 職員は毎月検便を行っています。

11 食事

当園における食事(給食等の提供)は、次に掲げるもののほか、その他関係法令等を遵守し、提供するものとします。

- 1 当園の施設内において調理するものとする。
- 2 献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含む和食中心の食事を提供するものとする。

- 3 食品の種類及び調理方法は、栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとする。
- 4 利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めるものとする。
- 5 食育の観点から職員も一緒に食事を摂ります。

1 2 健康診断等

当園は、利用乳幼児に対し、1年2回の定期健康診断を学校保健安全法の規定する健康診断に準じて行うものとします。

職員は、年1回の健康診断を行い健康管理を行う。

1 3 利用者負担額

保育料	川口市が利用者ごとに定める額を支払うものとする。
延長保育料	フォーマザー保育園が定める額を支払うものとする。
スポーツ保険	315円を当園に支払うものとする
メール、絵本、お泊り保育、保育用品、保護者会費	実費徴収 メール769円、絵本440円、保護者会費1,800円、保育用品（園帽子460円、（2歳児以上、お道具箱726円、はさみ352円、油粘土242円、粘土ケース264円、粘土版423円、ねんどベラ181円、4歳児以上水性マーカー544円、5歳児以上ピアニカ6,336円）、お泊り保育（予定額）0～3歳児550円、4～5歳児13,000円 （※保育用品、日用品等に係る実費徴収額については、概算額とする。）
副食費（3歳児以上）	4,500円を実費徴収するものとする
主食費（3歳児以上）	1,000円を実費徴収するものとする

1 4 入園時必要な書類

1. 勤務状況及び時間外希望調書
2. 児童健康調査票
3. アレルギー調査票
以上の様式は、川口市より保護者に配布
4. 家庭調査表、緊急連絡票
5. 入園までの生活状況

1 5 保育園と保護者の連絡について

お子さまの様子等の連絡については、キッズリー（kidsly）を活用します。
朝の体温、食事内容、機嫌、排便、また、遊び、覚えたこと出来るようになったこと、失敗したことなど成長に関することを記入してください。
また、お知らせやお願い、週案などは、玄関掲示板にも掲示しますので、毎日必ず確認してください。

16 緊急時の対応

保育時間中に、利用乳幼児の体調の急変、その他緊急事態が生じた場合は、あらかじめ利用乳幼児の保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

また、保護者の指定した緊急連絡先に連絡を取り、早急なお迎えをお願いします。

保護者と連絡が取れない場合は、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

17 非常災害時の対応

1. 保育時間中に、自然災害、火災その他の災害が発生した場合は、非常災害対策計画に基づいて、利用乳幼児の安全の確保を図ります。非常災害に対して「危機管理マニュアル、園外保育マニュアル」を別に定める。

また、保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を入れ、早急なお迎えをお願いします。

2. 消防計画作成

川口市消防署 平成18年4月提出、平成20年3月、平成28年3月提出

防火責任者 辻智歌子

防火管理者 辻千里

18 個人情報保護

1 当園の職員（職員であった者も含む）は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児及びその家族の秘密を漏らしてはならないものとします。

2 小学校、他の特定教育・保育施設等に対して利用乳幼児に関する情報を提供する際は、利用乳幼児の保護者の同意を得るものとします。

19 連携施設 ← フォーマザー保育園は実施施設

名称	第1フォーマミー保育園、 第3フォーマミー保育園、第2ひまわり園、キッズハウス東川口園第1保育室、キッズハウス新井宿駅前園
施設の類型	小規模保育事業所
所在地	川口市東川口1-2-21（1階、2階）、川口市戸塚南1-1-25、川口市東川口2-3-28石井ビル1階、川口市赤山1358-1
連携内容	給食提供、保育指導、園児の共同保育、職員支援

20 保育内容に関する相談・苦情

当園	窓口設置場所	フォーマザー保育園内
	窓口開設時間	9時00分から16時00分まで
	担当者氏名	辻 智歌子
	受付方法	電話：048-291-2713
川口市	担当課	保育運営課 指導係
	所在地	川口市中青木1-5-1 川口市役所第2庁舎3階
	受付時間	8時30分から17時15分まで

受付方法	電話：048-258-1110（代表番号） メール：083.04500@city.kawaguchi.saitama.jp
------	--

2.1 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類 独立行政法人 スポーツ振興センター

保険の内容 園の管理下において園児が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度

金額 以下の表を参照

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、文部科学省令で定めるもの (・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 (通学(園)中の災害の場合 2,000万円～44万円)
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円(通学(園)中の場合 1,500万円)
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円(通学(園)中の場合 1,500万円)
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円(通学(園)中の場合も同額)

2.2 保育園のご利用に際して留意していただきたいこと

登園時間	午前9時までに登園をお願いします。 課題保育中に登園されると活動を中断することになりますのでご協力お願いいたします。
欠席や登園が遅れる場合	その日の8時30分までにご連絡をください。
お迎えが遅れる場合	遅れることが分かった時点でご連絡ください。
お迎えの人が変わる場合	お名前、園児との関係、連絡先を教えてください。 お迎えに来る人は、身分を証明できるものを提示いただきますので、ご了承ください。 連絡がない場合は、お子様を渡せません。
降園について	第1分園は18時以降のお迎えの場合、本園にて合同保育、第2分園は18時以降のお迎えの場合は本園にて合同保育になる場合があります。又、子どもの人数により合同保育になる時間帯が変更になる場合があります。
登降園方法	徒歩か自転車をお願いします。 駐車場は、第1分園2台、第2分園6台、本園は離れた場所に数台ありますが、限られた台数です。

玩具、お菓子の持ち込みについて	トラブル防止のために玩具の持ち込みはできません。また、アレルギー対策の為お菓子の持ち込みはできません。
記名について	すべての持ち物に記名をお願いいたします。 無記入の場合は、園で記入する場合があります。
担任に連絡事項がある時	出来るだけ口頭でお願いします。担任がいない場合は、他の保育士が承ります。
現金徴収について	現金は、手渡しでお願いします。その場で確認します。
感染症について	感染症は登園停止期間があります。 回復後は、登園許可書を記入の上、登園してください。
発熱のある場合	熱が37.5℃を超える場合又は呼吸器症状がみられる場合は、登園を控えてください。
集団生活に支障があると思われる場合	下痢、嘔吐、顔色が悪い、元気がない、湿疹がある場合など普段の健康状況と明らかに異なる場合は、欠席をお願いします。
投薬について	医療行為の為、原則として行いません。 ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができます。(投薬依頼書に記入の上、1回分のみ預かります) 持病の病気等の投薬については、個別に相談させていただきます。
急に延長保育が必要になった場合	当日、延長が必要になった時点で速やかにご連絡をください。
保育士体験	一日を通して(9時~16時30分)園児の園での様子や友達関係を知り、保育士のかかわり方を見るため、一年に一回、6月~9月の間に「保育士体験」をします。
お泊り保育	1歳児、2歳児、3歳児は園で過ごす夏のイベント。4歳以上児は2泊3日のお泊り保育に参加します。
保護者の夏季休暇調査へのご協力について	7月8月には、職員に研修や夏季休暇取得に当たり夏季休暇調査をお願いし、保育に支障の無いよう計画します

附則

この重要事項説明は平成27年4月1日から施行

この重要事項説明は平成28年4月1日より、第2分園開園に伴う定員変更等について改訂

この重要事項説明は平成27年9月1日より、延長保育料金について改訂

この重要事項説明は平成30年1月4日より、連絡ノートについて改訂

この重要事項説明は令和元年10月1日より、副食費の実費徴収について改訂

この重要事項説明は令和2年4月1日より、お泊り保育について改訂

この重要事項説明は令和2年1月4日より、本園屋外遊戯場について改訂

この重要事項説明は令和3年1月4日より、土曜日共同保育について改訂

この重要事項説明は令和5年4月1日より、保育用品の実費徴収額、連携施設、非常災害時の対応、お泊り保育、降園について改訂

この重要事項説明書は令和6年4月1日より、平日開所時間、土曜共同保育、連携施設について改訂

重要事項説明に関わる同意書

私（入園児保護者）は、フォーマザー保育園の利用の開始にあたり、本同意書の交付及び説明を受け、記載内容に同意したので署名します。

フォーマザー保育園 園長 様

令和 年 月 日

住所

氏名

印

個人情報使用の同意書

私は、特定教育・保育の提供に際して、利用児童及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために、必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるように卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等への転園する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

フォーマザー保育園 園長 様

令和 年 月 日

住所

氏名

印

フォーマザー保育園の重要事項を説明し、入園に当たりその同意をいただいたこと個人情報使用の同意をいただいたことを確認したので、ここに署名します。

この同意書は2通作成し、それぞれが保管することとする。

令和 年 月 日

住所 川口市東川口3-2-29

園長

印

記入例

重要事項説明に関わる同意書

私（入園児保護者）は、フォーマザー保育園の利用の開始にあたり、本同意書の交付及び説明を受け、記載内容に同意したので署名します。

フォーマザー保育園 園長 様

令和	年	月	日
住所			
氏名	サイン		印

個人情報使用の同意書

私は、特定教育・保育の提供に際して、利用児童及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために、必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるように卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等への転園する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

フォーマザー保育園 園長 様

令和	年	月	日
住所			
氏名	サイン		印

フォーマザー保育園の重要事項を説明し、入園に当たりその同意をいただいたこと個人情報使用の同意をいただいたことを確認したので、ここに署名します。

この同意書は2通作成し、それぞれが保管することとする。

令和	年	月	日
住所	川口市東川口3-2-29		
園長			印

登園基準について

厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」に沿った登園基準についてお知らせします。下記の基準を守って登園してください。

(1) 発熱の場合 ※発熱については、あくまでも目安であり、個々の平熱に応じて、個別に判断します。

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者への連絡が望ましい場合
発熱期間と同日の回復期間が必要 ・朝から 37.5℃を超えた熱とともに元気がなく機嫌が悪い。 ・食欲がなく朝食、水分が摂れていない。 ・24 時間以内に解熱剤を使用している。 ・ <u>24 時間以内に 38℃以上の熱が出ていた。</u>	前日 38℃を超える熱が出ていない ・熱が 37.5℃以下で元気があり、機嫌がよく顔色がよい。 ・食事や水分が摂れている。 ・発熱を伴う発しんが出ていない。 ・排尿の回数が減っていない。 ・咳や鼻水を認めるが、増悪していない。 ・24 時間以内に解熱剤を使っていない。 ・24 時間以内に 38℃以上の熱は出ていない。	38℃以上の発熱がある ・元気がなく機嫌が悪い。 ・咳で眠れず目覚める。 ・排尿回数がいつもより減っている。 ・食欲なく水分がとれない。 ※熱性けいれんの既往児は医師の指示に従う。

(2) 下痢の場合

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者への連絡が望ましい場合
・24 時間以内に 2 回以上の水様便がある。 ・食事や水分を摂ると下痢がある。(1 日に 4 回以上の下痢) ・下痢に伴い体温が平熱より高め。 ・朝、排尿がない。 ・機嫌が悪く元気がない。 ・顔色が悪くぐったりしている。	・感染のおそれがないと診断されたとき。 ・24 時間以内に 2 回以上の水様便がない。 ・食事や水分を摂っても下痢がない。 ・発熱が伴わない。 ・排尿がある。	・食事や水分を摂ると刺激で下痢をする。 ・腹痛を伴う下痢がある。 ・水様便が 2 回以上みられる。

(3) 嘔吐の場合

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者への連絡が望ましい場合
・24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がある。 ・嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである。 ・食欲がなく水分もほしがらない。 ・機嫌が悪く元気がない。 ・顔色が悪くぐったりしている。	・感染のおそれがないと診断されたとき。 ・24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がない。 ・発熱がみられない。 ・水分摂取ができ食欲がある。 ・機嫌がよく元気である。 ・顔色が良い。	・咳を伴わない嘔吐がある。 ・元気がなく機嫌、顔色が悪い。 ・2 回以上の嘔吐があり水を飲んでも吐く。 ・吐き気がとまらない。 ・お腹を痛がる。 ・下痢を伴う。

